

第三者評価結果

事業所名：杉田幼稚園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、保育所保育指針、児童憲章や児童の権利に関する条約などの趣旨を捉え、さらに地域の実態に即して作成しています。また保育所の理念、方針、目標をもとに児童福祉法、保育所保育指針に基づいて作成しています。子どもの発達に応じた年齢ごとの保育内容を詳細に設定しています。保育を実践する際に理解しておきたい内容として、園長、主任が中心となって職員の声をくみ入れながら作成しています。年度末に職員で保育や行事を振り返り評価をして、さらなる保育の向上に向けて生かしています。伝統的な良い面は残し現代の子どもたちを取り巻く環境に配慮し作成しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 各保育室は、採光は充分であり、温度計、湿度計により保育室の状況をチェックしています。換気については、職員会議でも注意喚起をして常に心がけています。保育室では子どもの人数も多いことからパーティションなどでコーナーを作り、子どもが気軽に絵本を読んだり、おしゃべりをしたりすることができるように配慮しています。食事や午睡の空間は分けて使用し、午睡時にはカーテンを閉め、照明を落とし、オルゴールなどのBGMをかけるなど、子どもが眠りやすい雰囲気を作っています。衛生管理については、マニュアル及び点検のチェック表を用いて実施しています。園内全域の消毒、おもちゃの消毒など、内容や方法を詳細に定めて一日3回スタッフが、場所ごとにていねいに清掃、消毒を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 子どもの心身の成長や課題については入園時の家庭との面談や「児童調査票」、「こどもの姿事前調査表」などを活用し、生育歴や発達状況、家庭環境を把握し尊重しています。保育士は子どもの性格などをよく観察し、気持ちに寄り添い、スキンシップを図り安心して自分の気持ちを表現することができるように努めています。常に穏やかに話をして、表現することが難しい子どもには保育士が気持ちをくみ取って代弁し、理解しようと努めています。また、肯定的に言葉を受け止めるなど、子どもとの信頼関係が育つように努めています。子ども同士のいさかいについては時には仲立ちをして双方の気持ちを受け止め子ども同士で仲直りできるように相手に自分の気持ちを伝える機会を設けたりしています。保育士のチェックリストには言葉の項目もありまた「不適切な保育防止のためのマニュアル」などを使用し、職員が言葉についてきちんと意識して日々の活動に活かしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子ども一人ひとりの年齢や性格、発達の状況に応じて、保育士が適切に援助を行っています。子どもが自分でやろうとする気持ちを大切にすることを職員間で確認し合って保護者との連携を密にして行っています。うがいや手洗いの方法など、子どもが楽しみながら覚えられるようイラストで掲示したり絵本などを用いて指導し、なぜ必要なのかについても子どもにわかりやすく説明しています。また、箸の持ち方なども、遊びの中で楽しく子どもにわかりやすく伝える工夫をしています。延長保育時間の異年齢保育では子ども同士が日々の生活の中で、育ち合える環境となっています。着替えの準備やおもちゃや絵本の片付け方などについては都度、職員が伝えており、子どもに意見を聞きながら、みんなで考える機会を設けるなどして、子どもが主体的に取り組めるようにしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>園では、パーティションや小さな部屋を活用するなどして、子どもたちが自分で好きな遊びを選んで、やりたいことを見つけられるよう、コーナーづくりを工夫するなどしています。自分で取り出しやすいようにおもちゃや絵本を準備し、年齢に応じてさまざまな活動を取り入れており、子どもたちが自発的に身体を動かしたり、友だちとの関係性を深められたりするようにしています。戸外での活動も積極的に取り入れ、大きな公園に行くこともあり、のびのびと体を動かしています。隣接する神社には桜などの大きな木が多くあります。また、プランターで夏野菜や花などを栽培し多くの体験をしています。また、日々の散歩で出会う地域の人たちに挨拶をしたり、郵便局での切手の買い物や散歩では交通ルールを公園では公共の場での遊び方を学んだりして日々の活動の中で社会体験を積み重ねています。廃材や自然物など色々な素材で製作するなど、子どもたちは自由に自分の気持ちを表現しています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	非該当
<p><コメント></p>	
<p>0歳児の受け入れは行っていません。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>1歳児クラスでは、子どもの表情やしぐさから一人ひとりの気持ちをくみ取りていねいに対応することを心がけ、保育にあたっています。「自分でやりたい、できた」という達成感を大切にしています。神社の境内では広さを活かしボール遊びや昆虫観察等、遊具のある園庭、人工芝の屋上で保育士とともに遊び、公園では走ったり落ち葉を踏んで感触を楽しんだり、室内では絵の具で手形を取るなど、身近な環境の中で興味や関心が持てるようにしています。2歳児クラスでは、子どもの自我の芽生えに合わせ、自分でしようとする気持ちを大切に、子どもが何をしたいのかを適切に捉えることができるようにしています。ごっこ遊びを楽しみ、自分で考えて遊びを広げられるようにしています。子ども同士の小さな揉め事の際は、「貸して」「ありがとう」など、友だちと言葉のやり取りができるようにしています。保護者とは、連絡帳や送迎時の会話を通して子どもの育ちを共有しながら、保育の実践に活かせるようにしています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>3歳児は、4歳児や5歳児を見て転がしドッジやリレー、バナナ鬼などルールのある遊びを取りいれたり、4歳児は、鬼ごっこやお店屋さんごっこなどで友だちの意見を聞いて共感したりしながら、成長しています。5歳児は、みんなで相談しながら運動会の看板作成やナイトフェスでの活動などさまざまな活動を通して主体性をはぐくんでいます。職員は日々の活動の中で、それぞれの年齢に応じた保育内容を計画し、子どもたちが遊びの中で学びを見つけられるよう環境を整えています。保護者に関しては日々の活動は保育アプリを活用し、写真や活動内容を紹介したり毎日の活動はホワイトボードでお知らせしています。他に写真は保育室に掲示してお知らせしています。地域の方には掲示板の園便り等でお知らせしています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>トイレや室内はフラットでバリアフリーになっています。障がいのある子どもや配慮が必要な子どもについては職員間で情報を共有し、共通認識をもって保育しています。配慮が必要な子どもには横浜市南部地域療育センターと連携し、具体的な助言をもらい、個別月間指導計画を作成しています。クラスの指導計画の中にも個別配慮欄に記載して、集団の中で安心して過ごせるように、また他の職員が対応できるようにしています。日々の保育で一緒に過ごす中でともに成長できるように子ども同士のかかわりについては、配慮しています。子どもの発達や興味に合わせた玩具を用意したり、パーティションや別の部屋、園庭の一角に人工芝で小さなスペースを作ったりして安心できるようにしています。横浜市南部地域療育センターや行政の研修に参加して他の職員とも知識を共有しています。今後は情報提供を含めて保護者に対してのさらなる周知も望まれます。</p>	
<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>長時間保育については、子ども一人ひとりの様子を見て、情緒の安定や生活リズムに配慮して、子どもの主体性を大切に対応しています。保育時間が長い子どもたちがゆったりと過ごせるように気を配り、朝夕の合同保育は異年齢保育を実施しています。異年齢の中でも好きな遊びをじっくり楽しめるよう配慮しています。夕方園庭に出たり、ゆったり過ごせる部屋と身体を動かして遊べる部屋に分けたり工夫しています。部屋の中でもテーブルでの遊び、床のマットでの遊びなど、コーナーを設けて子どもたちが分かれて落ち着いて遊べるようにしています。家庭で過ごす時間も含めた1日を通した保育を心がけ、必要に応じて午睡時間の調整や夕方疲れが見えたらごろごろできるスペースを作るなど個別対応をしています。生活リズムに配慮した食事、おやつなどの提供をしています。引き継ぎメモを活用し、職員全体で共有し連絡漏れがないようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>全体的な計画に地域の小学校との交流や情報交換について明記しており、5歳児の指導計画は、小学校につながるような計画になっています。小学校を訪問して授業の様子を見学したり、他園の5歳児といっしょに遊ぶなどの交流を行ったりしています。5歳児は懇談会や個人面談で園が行う就学に向けての取り組みや就学前に見つけておいた方がよい生活習慣等、小学校生活について丁寧に説明して、保護者の安心につなげています。幼保小連絡会の会議に園長や5歳児担任の保育士が参加し、小学校教員と情報交換や意見交換を行ったり研修に参加したりしています。近隣の小学校の先生が園に来ての情報交換もあります。小学校の校内の写真を子どもたちに見せたり動画を見せて小学校生活について子どもたちに説明することもあります。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>「保健衛生の手引き」に健康管理に関するマニュアルがあり、職員の入職時及びマニュアル改定時に会議などを通して説明しています。職員は、マニュアルに基づいて子ども一人ひとりの日々の健康状態を適切に把握するよう努めています。保育中の体調変化やけがなどは、速やかに保護者に伝え、事後の対応について確認しています。既往歴については、入園時に健康の記録に記載してもらって把握しています。保健衛生計画を作成し、子どもの健康管理における配慮事項などを記載しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防対策については、職員会議などで確認し合っており、1歳児は10分ごとに、午睡時の呼吸や顔色などの確認を実施しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関するチラシを掲示しています。また入園時に説明を行っているほか、毎月発行の健康だよりを通じて園の健康管理についての取り組み状況を保護者に伝えています。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>健康診断は、園の嘱託医による内科健診と歯科健診をそれぞれ年2回実施しています。身体測定を毎月実施しています。健診前に保護者から医師への質問を受け付けて、医師からのアドバイスや回答を保護者にフィードバックしています。健康診断の結果や歯科健診の結果は、健康診断の記録及び歯科健診の記録に記載し職員間で共有しています。保護者には、連絡帳や歯科健診結果の手紙に記載して伝えています。必要に応じて医師と連携して対応しています。健康だよりで健康診断結果について記載しています。嘱託医とは、日ごろから電話での相談や情報交換を行って連携を図っており日々の活動に活かしています。園では歯磨きの大切さなどについて、職員が紙芝居や絵本を用いて、子どもが楽しみながら学べるよう工夫しています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>アレルギー疾患に関しては、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って作成しているアレルギー対応マニュアルをもとに、園内研修や職員会議でアレルギー疾患に対し知識を得ています。かかりつけ医による生活管理指導票に基づいて、子どもの状況に応じた適切な対応を実施しています。慢性疾患のある子どもに関しては主治医の意見書などを提出してもらい、アレルギー確認表、アレルギー日誌で保護者と連携を密に取り、毎月保護者に除去食などを確認しています。宗教上の理由での特別食の子どもや食物アレルギーの子どもへの食事の提供については、見た目により変ならないような食材を使用し、机の配置を検討し布きんやトレイの個別使用やネームプレートを用いて、栄養士と保育士が声出し確認を行いながら事故防止に努めています。アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもへの対応については、重要事項説明書に記載し、園での対応方法や配慮事項などについて保護者に説明しています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>園では各年齢に応じて枝豆やそらまめ、トウモロコシを触ったりきのこを割いたり、また幼児になると梅ジュースや十三夜のお団子作り等にチャレンジしています。園庭ではキュウリやトマトなどの栽培もおこなっています。この様に「食育計画」に沿って子どもたちが食事を楽しみ、食について関心を深められるよう給食の提供及び食育を行っています。5歳児の「ナイトフェス」ではバイキングをしたり行事食にも力を入れています。食具については、子ども個々の成長発達に合わせて変えています。苦手な食材を少しでも口にしたり子どもには、「よく食べたね」とほめて次につなげるようにしています。小食の子どもには、配膳量を少し減らすなど量を調整しています。また、「保護者連絡用アプリ」「ホワイトボード写真」「園だより」などで保護者に食育活動について紹介するとともに、連絡帳やお迎え時の会話で食育に対する活動についてお知らせしています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 毎月の給食会議で子どもの喫食状況、検食簿のコメントを参考に献立や調理の工夫、行事食などについて話し合っています。食事は子どもの状態に適した大きさや柔らかさに調整するなど、個別の対応をしています。特に1歳児に関しては個別性に配慮して刻みにしたり軟飯にしたりしています。残食調査を行い、給食会議で子どもの喫食状況、検食簿のコメントを参考に献立や調理の工夫、行事食などについて話し合っています。残食が多かった献立は、調理方法、食材の大きさや固さを変えるなどの工夫をし改善案を話し合いをしています。季節を感じる事ができるように、春にはたけのこ、夏にはオクラやトマト、秋にはきのこやさつまいもを提供するなど季節の旬の食材を使用しています。行事食は日本の行事を大切に、七夕、七五三、ひな祭りなど、子どもたちといっしょに楽しめるように工夫しています。栄養士は、給与栄養目標量に基づき、子どもの発育状況や体調を考慮して、栄養士及び調理担当者は、子どもの喫食の様子を見たり会話をしたりして喫食状況を把握し、次回の献立作成に活かしています。衛生面では、「衛生管理マニュアル」を作成し、清掃、消毒、換気などの適切な衛生管理に努めています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 登園時に保育士が保護者から家庭での様子を聞き、降園時に、園でのその日の様子、トピックスなどを口頭で伝えています。特に1～2歳児クラスは、日々の様子、活動内容、家庭での様子を保護者とやり取りしています。また、全クラス「今日の活動」をホワイトボードに写真を掲示したり、口頭で日々の様子を伝えたりしています。保育方針や生活、活動内容などは、入園説明会で説明すると共に、個人面談を行い、相互理解を図っています。園目標や重点目標は年度初めの園だより、クラス目標は懇談会やクラスだよりで伝えています。保護者が参加しての園行事や懇談会など、子どもの成長を共有できる機会となっています。懇談会では通常の園での様子を動画で見えたり写真掲示を通じ、園での様子や子どもの成長を視覚的に伝える機会を設けています。おたよりや掲示された子どもの作品などから保育内容や成長が伝わるようにしています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 園では日ごろから職員同士、子ども、保護者などに積極的に挨拶をするなど挨拶を大切にしています。また、園長はじめ職員は相談しやすい雰囲気づくりをして保護者との日々のコミュニケーションに努めています。保護者の気持ちに寄り添って対応することを心がけ、信頼関係を築けるよう取り組んでいます。送迎時や連絡帳を通じて、保護者の悩み事や困っている事などを把握し、声かけを行ったり、保護者の思いを傾聴したりするなどしています。個別に相談を受け付ける際は、保護者の都合に合わせて日時を設定して対応しており、内容によっては、園長や主任、栄養士が同席するなどしています。職員は、保護者支援や相談援助に関する研修に参加して学んでいるほか、相談を受け付けた職員に園長や主任がアドバイスを行うなど、保護者に対する適切な対応を行えるようにしています。受け付けた相談内容は、相談メモや児童票に記録し継続的に支援を実施できるようにしています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 職員は、登園時や給食時にむさぼるように食べていないかや、着替えの時などにあざが無いかなど保育中に子どもの心身の状態や言動などを注意深く観察しています。さらに家庭での様子の把握に努め、虐待など子どもの人権侵害の兆候を見逃さないようにしています。あざや傷などを発見した場合や子どもの言動などから気になることがある場合は、主任、園長に速やかに相談し関係機関と対応する体制があります。虐待など権利侵害となる恐れがある場合には、職員間に周知して対応方法を協議し、保護者に声かけを行うなどして、園全体で様子を見守る体制があります。虐待防止に関する虐待防止マニュアルは毎年見直しをし適切な対応を行えるよう、職員会議や園内研修で、マニュアルの内容を確認し合っています。必要に応じて磯子区こども家庭支援課や児童相談所などの関係機関と連携を図り対応策を検討しています。今後もさらに職員に対して研修などを充実させていくことが期待されます。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 園ではクラス会議やリーダー会議職員会議で保育士が作る各クラスの年間指導計画や月間指導計画、週案、個別の指導計画について保育士自身が振り返り評価を行っています。振り返りについて職員間で話し合い、それぞれの計画に対する評価を行って、その内容を評価欄に記載しています。職員会議で報告し、より質の高い保育を実践するために大切にすべきことなどを確認し合っています。職員は、年度末に「保育士チェックリスト」にて自己評価を実施し、一年間を振り返り課題を明確にしています。子ども一人ひとりの心の育ちや活動に取り組む姿に配慮し子ども主体の保育が行えたかなどを評価し、園では、職員の自己評価を集約して園の自己評価としてまとめ、園内に掲示し保護者が閲覧できるようにしています。また、園の目ざす保育の実現に向けて、次年度の事業計画、保育計画などに反映させています。会議や園内研修では、保育の質の向上のため、事例をもとに話し合いを行っています。	